

指定医療機関

- 保険医療機関
- 難病法指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関

厚生労働省の定める施設基準の掲示事項

明細書発行体制等加算

患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

短期滞在手術等基本料 1

日帰り手術を行うための環境及び当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理や定型的な検査、画像診断等を包括的に行なっています。

外来後発医薬品使用体制等加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズ装用のために受診された方の診療（眼科学的検査）に係る費用：当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。また診療内容等により、コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、異なった診療費用を算定する場合があります。診療医師：河田哲宏（平成18年から眼科診療）

医療 DX 推進体制整備加算

正確な情報を取得・活用のため、マイナ保険証のご利用にご協力くださいますようお願い致します。

- オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報、薬剤情報の活用
- マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供
- 電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋の導入予定

バイオ後続品導入初期加算

ラニピスマブ（硝子体注射）を使用する場合に算定しております。

緑内障手術

- 流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
- 濾過胞再建術（needle 法）